

資 料

平成28年度 豊岡市人権に関する市民意識・実態調査のお願い

この調査は、豊岡市が実施している「人権」に関する教育・啓発活動に対して、効果を検証し、「一人一人を尊重するまちづくり」に向けた取組をさらに充実・発展させるために行うものです。

今回、市内にお住まいの満20歳以上の方の中から無作為に（くじ引きのような方法で）2,000人を選び、この調査用紙を送らせていただきました。

回答の内容は、すべて統計的に処理しますので、調査の過程や公表にあたって、あなたのお名前や内容が外部に漏れることはございません。また、上記目的以外に使用することはございません。

調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成28年7月

豊岡市長 中 貝 宗 治

【記入にあたってのお願い】

- 回答は、封筒宛名の ご本人が 記入してください。

※ご本人おひとりで回答がむずかしい場合は、ご家族や周りの方にお手伝いいただくか、あなたの意見を伝え代わりに記入してもらってください。

※ご本人が不在などの理由で回答できない場合は、下記の理由のいずれかに○で囲み、調査用紙をそのままご返送ください。

【理由： ①不在 ②その他（ ）】

- 質問ごとに、あてはまる番号を○で囲んでください。質問によっては、複数回答のところがあります。
- 「その他」にあてはまる場合は、（ ）内に、できるだけ具体的に記入してください。
- 回答は、えんぴつ、ボールペンなどではっきりと記入してください。
- この調査用紙は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らず **8月1日(月)**までに投函してください。
- 調査に関する問合せは、下記までお願いします。

【調査報告の公開】

- 今回の調査結果は、広報等で公表する予定です。



豊岡市マスコット「玄さん」

【問合せ先】

豊岡市生涯学習課人権・男女共同参画係

担 当 上坂 / 宮下 / 伊藤

電 話 0796(23)0341 FAX 0796(29)0054

E-mail shougaigakushuu@city.toyooka.lg.jp

I 市内で行われている事業や豊岡の人権について、お尋ねします。

[問 1] あなたは、市の人権施策のよりどころとなる「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を知っていますか。(1つだけ○)

- ① 知らない ② 名前は知っている ③ 名前も内容も知っている

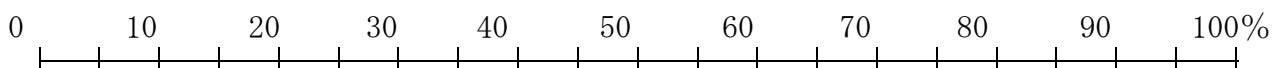
[問 2] あなたは、次の人権啓発事業を知っていますか。
(知っているもの、すべてに○)

- ① 人権啓発誌『かがやき』(年2回)の発行
② 夏休み映画鑑賞会
③ 人権標語・ポスターの募集と表彰
④ 市民ふれあいのつどい
⑤ 各地域で行われている人権講演会など
⑥ 人権擁護委員による街頭啓発
⑦ いずれも知らない

[問 3] あなたは、次のところに相談できる窓口があることを知っていますか。
(知っているものの番号すべてに○)

いじめ、暴力など	① 青少年センター ② こども支援センター ③ 教育相談室
児童虐待など	④ 豊岡こども家庭センター
DV、障がい者相談など ※DV：ドメスティックバイオレンス	⑤ 社会福祉課
高齢者虐待など	⑥ 高年介護課 ⑦ 地域包括支援センター
人権相談	⑧ 隣保館 ⑨ 法務局常設相談所
心配ごと相談	⑩ 社会福祉協議会
労働条件など	⑪ 労働基準監督署

[問 4] あなたは、現在の豊岡市は、どのくらい「人権」が尊重されている社会だと思いますか。理想の社会を100とした場合に、何%くらいだと思いますか。(1箇所だけ○)



II あなたが、過去に経験した体験や行動について、お尋ねします。

[問 7] あなたは、目の前で、知人が他人を差別するような言動をとったとき、どうしますか。
(1つだけ○)

- ① 差別はいけないと注意する
- ② 表向きは話を合わせつつも、差別はいけないことを伝える
- ③ 人間関係が気まづくなると困るので、何も言わない
- ④ 世間ではよくあることなので、何も言わない
- ⑤ 人が何と言おうと、自分には関係ない
- ⑥ その他 ()

[問 8] あなたは、この5年くらいの間に、自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか。
(1つだけ○)

- ① ある (あったと思う) → 問 9 へお進みください。
- ② ない (なかったと思う) → 問 11 へお進みください。
- ③ わからない → 問 11 へお進みください。

[問 9] 問 8 で「① ある (あったと思う)」と回答された方にお尋ねします。
それはどのような人権侵害でしたか。(あてはまるもの、すべてに○)

- ① 家庭における体罰や虐待など
- ② 学校におけるいじめや体罰など
- ③ 職場におけるハラスメント (いやがらせ)
- ④ 高齢者であることを理由とした差別
- ⑤ 障がいがあることを理由とした差別
- ⑥ 同和問題を理由とした差別
- ⑦ 性別を理由とした不当な待遇 (しつけや教育、昇進など)
- ⑧ その他 ()

[問 10] 問 8 で「① ある (あったと思う)」と回答された方にお尋ねします。
その時あなたは、どのように対処しましたか。(あてはまるもの、すべてに○)

- ① 身近な人 (友人、教師、同僚など) に相談した
- ② 家族や親せきに相談した
- ③ 県や市などの相談窓口で相談した ※相談窓口: [問 3 参照]
- ④ 人権擁護委員に相談した
- ⑤ 相手に抗議した
- ⑥ がまんした
- ⑦ その他 ()
- ⑧ おぼえていない

[問 11] あなたは、この5年くらいの間に、次のような行為を行ったことがありますか。
(1つだけ○)

- ① 家庭における子どもへの体罰
- ② 学校におけるいじめや体罰など
- ③ 職場におけるハラスメント (いやがらせ)
- ④ 高齢者であることを理由とした差別
- ⑤ 障がいがあることを理由とした差別
- ⑥ 同和地区の人との結婚に反対した
- ⑦ 性別を理由とし待遇に差をつける (しつけや教育、昇進など)
- ⑧ その他 ()
- ⑨ ない
- ⑩ わからない

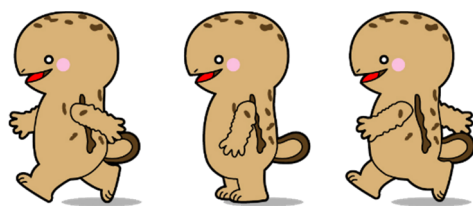
Ⅲ ここからは、同和問題（部落差別）について、お尋ねします。

[問 12] あなたは、同和問題（部落差別）を知っていますか。
(1つだけ○)

- ① 同和問題を知っている → 問 13 へお進みください。
- ② 同和問題を知らない (今回初めて聞いた) → 問 18 へお進みください。

[問 13] あなたが、同和問題（部落差別）を初めて知ったのは、いつ頃ですか。
(1つだけ○)

- ① 小学校に入学する前 (およそ6歳まで)
- ② 小学生のとき (およそ7歳～12歳まで)
- ③ 中学生のとき (およそ13歳～15歳まで)
- ④ 高校生のとき (およそ16歳～18歳まで)
- ⑤ 高校卒業後 (およそ19歳以上)
- ⑥ おぼえていない



豊岡市マスコット「オーちゃん」

[問 14] あなたが、同和問題（部落差別）を初めて知ったきっかけは、何ですか。
 (1つだけ○)

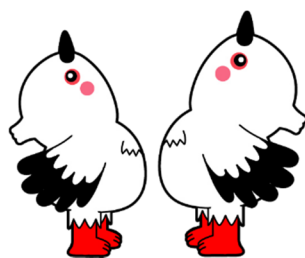
- ① 家族（祖父母、父母、兄弟など）や親せきから聞いた
- ② 地域の人から聞いた
- ③ 職場の人から聞いた
- ④ 友だちから聞いた
- ⑤ 学校で習った
- ⑥ 同和問題を扱った講演会や研修会などで知った
- ⑦ テレビ・新聞・インターネットなどで知った
- ⑧ 市の広報紙などで知った
- ⑨ その他（ ）
- ⑩ おぼえていない

[問 15] あなたは、同和地区や同和地区の人びとに関する次の意見について、どのように思いますか。
 (AからFの項目ごとに、それぞれ1から5のいずれかに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	どちらとも いえない
A) 同和地区の人びとは常識にはずれたことをしている	1	2	3	4	5
B) 同和地区の人びとは差別に負けずたくましく生きてきた	1	2	3	4	5
C) 行政が同和地区の人びとを優遇しすぎている	1	2	3	4	5
D) 同和地区について、うかつなことを言えば大変な問題になる	1	2	3	4	5
E) 同和地区の人びとが差別をなくすために一生懸命に取り組んできた	1	2	3	4	5
F) 同和地区の生活環境は、ずいぶん良くなった	1	2	3	4	5

[問 16] あなたは、同和問題（部落差別）に関する次の意見について、どのように思いますか。
 （AからHの項目ごとに、それぞれ1から5のいずれかに○）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	どちらとも いえない
A) 差別された人の話を聞くと憤りを覚え、何とかしなければと思う	1	2	3	4	5
B) 差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる	1	2	3	4	5
C) 同和地区の人と深く関わることに、ためらいを感じる	1	2	3	4	5
D) 同和問題のことは口に出さず、そっとしておく	1	2	3	4	5
E) 同和問題の解決には、行政が積極的に関与していくべきだ	1	2	3	4	5
F) 同和問題が日本にあることは恥ずべきことだ	1	2	3	4	5
G) 同和問題を完全に解決することは無理だ	1	2	3	4	5
H) 同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにするべきだ	1	2	3	4	5



豊岡市マスコット「コーちゃん」

[問 17] 結婚について、3つの事例をあげてお尋ねします。

[17-1] たとえば、あなたが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(1つだけ○)

- ① 自分の意志を貫き結婚する
- ② 家族や親せきを説得して結婚する
- ③ 家族や親せきの反対があれば、結婚しない
- ④ 絶対に結婚しない
- ⑤ わからない

[17-2] たとえば、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(1つだけ○)

- ① 子どもの意思を尊重する
- ② 子どもが結婚をためらったら、逆に勇気づける
- ③ 親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない
- ④ 家族や親せきの反対があれば、自分も反対する
- ⑤ 絶対に反対する
- ⑥ わからない

[17-3] あなたやあなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとした場合、あなたの親せきはどのような態度をとると思いますか。(1つだけ○)

- ① 反対する親せきがいると思う
- ② 口に出して反対しないが、喜ばない親せきがいると思う
- ③ 特に反対する親せきはいないと思う
- ④ わからない



豊岡市マスコット
「玄さん」

～ちょっといっぶく～

あなたは、次の人権に関する法律や条約などを知っていますか。

- ① 日本国憲法
- ② 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
- ③ 世界人権宣言
- ④ 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）
- ⑤ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

IV あなたの人権意識や市への要望について、お尋ねします。

[問 18] あなたは、市が実施しているさまざまな人権教育や啓発活動について、何から情報を得たいと思いますか。(あてはまるもの、すべてに○)

- ① 広報、人権啓発誌『かがやき』
- ② チラシ、パンフレット
- ③ ポスター
- ④ 街頭啓発
- ⑤ 講演会、研修会、セミナーなど
- ⑥ ホームページ
- ⑦ 特にない
- ⑧ その他 ()
- ⑨ わからない

[問 19] 「一人一人を尊重するまちづくり」に向けて、あなたが行っていること、またはあなたができると思うことは何ですか。(あてはまるもの、すべてに○)

- ① 因習や固定観念にとらわれないよう意識すること
- ② 講演会や学習会に参加し、人権に関して正しい知識を身につけること
- ③ 地域の活動に積極的に参加し、関わりをもつこと
- ④ 子どもに親の価値観を押しつけないこと
- ⑤ スポーツ・文化活動を通じて違いを越えて交流を深めること
- ⑥ 他人の悪口や嫌がることをしないこと
- ⑦ 仲間はずれ、いじめをしないこと
- ⑧ あいさつをすること
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他 ()
- ⑪ わからない

※因習の具体例

- ①祭りや神事に女性の立ち入りを禁止する
- ②六曜の友引には葬儀をしない
- ③長男または男性が家を継ぐ

もう少しだけおつきあいください

最後に、あなた自身のことについてお聞かせください。

F1 あなたの性別について、お答えください。(1つだけ○)

- ① 男性 ② 女性 ③ その他

F2 あなたの年齢について、お答えください。(1つだけ○)

- ① 20～29歳 ② 30～39歳 ③ 40～49歳
④ 50～59歳 ⑤ 60～69歳 ⑥ 70歳以上

F3 現在、あなたがお住まいの中学校区について、お答えください。(1つだけ○)

- ① 豊岡北中学校 ② 豊岡南中学校 ③ 港中学校
④ 城崎中学校 ⑤ 竹野中(森本中)学校 ⑥ 日高東中学校
⑦ 日高西中学校 ⑧ 出石中学校 ⑨ 但東中学校
⑩ わからない → (豊岡市 町)

F4 あなたの職業について、お答えください。(1つだけ○)

※兼業の方は、主に従事している職業をお答えください。

- ① 常勤の勤め人 ② アルバイト・契約社員・非常勤など
③ 自営業・自由業(事業の経営者、家族従業員、農業、弁護士など)
④ 専業主婦(夫) ⑤ 学生 ⑥ 無職(年金生活も含む)
⑦ その他の職業()

F5 あなたの最終学歴について、お答えください(1つだけ○)

- ① 中学校卒 ② 高等学校卒 ③ 高等専門学校、短大卒
④ 大学・大学院卒以上 ⑤ その他()

F6 あなたの世帯構成(回答者本人を含めて)について、お答えください。(1つだけ○)

- ① 一人暮らし ② 夫婦のみ ③ 夫婦と子(2世代同居)
④ 親と子と孫(3世代同居) ⑤ ひとり親と子
⑥ その他()

F7 あなたは豊岡市に住んで何年になりますか。(1つだけ○)

- ① 5年未満 ② 5～10年未満 ③ 10～20年未満
④ 20年以上

ご協力ありがとうございました

豊岡市人権に関する市民調査・実態調査検討委員会

(敬称略)

区分	所属等		氏 名	
有識者		神戸学院大学	教授 神原 文子 (アドバイザー)	女
関係機関等	1	部落解放同盟出石支部	顧問 足田 仁司	男
	2	豊岡市人権教育推進協議会	会長 川島 正博	男
	3	但馬労働基準監督署	署長 高岡 拓史	男
	4	豊岡市立港中学校	校長 加藤 博文	男
	5	豊岡市社会福祉協議会	主査 貴田 由香	女
行政	6	人権関係事業担当課連絡会	生涯学習課長 井上 貢	男

策定の経過等

年	月日	検討委員会等	内容等
28	4月14日 (木)	第1回検討委員会	委嘱書・趣旨説明・素案提示
	5月13日 (金)	第2回検討委員会	調査項目検討
	6月15日 (水)	第3回検討委員会	調査項目検討
	6月27日 (月)	第4回検討委員会	調査項目検討
	7月13日 (水)	調査票発送	対象：2,000人（男女各1,000人） 締切：8月1日（月）
	7月27日 (水)	礼状兼督促状発送	
	8月		①回収 ②入力・分析
	10月13日 (木)	第5回検討委員会	①中間報告（性別、年齢別クロス） ②意見協議
29	1月25日 (水)	市広報紙	概要報告
	3月23日 (木)	第6回検討委員会	①結果報告 ②意見協議
	6月23日 (金)	人権啓発誌『かがやき』	詳細報告（予定）